

質疑・回答書

告示番号		第29号	件 名	平成26年度下水道築造工事(原田中央幹線・その2)
No	質疑事項			回 答
25	設定工期が大変厳しいことから事前協議について伺います。地元住民(特に公園を挟む両側の住民、隣接の集合住宅マンションと豊中市リサイクル交流センター等)への工事説明は終了し、住民の了解は得られていますか。推進及び開削工事施工箇所近傍のコンビニサックスとの協議は終了していますか。			地元住民や近隣施設への工事説明会については、局内部で準備調整を行っております。工事説明会は、受注者の施工計画を反映した工事説明資料を作成した上で行う予定です。
26	支障物件(地下埋設物)について伺います。下水道管(推進管HP1650mm)以外の地下埋設物は基本的には移設と考えてよろしいですか。移設は豊中市上下水道局が各埋設企業者に発注とありますが、当該工事の契約を仮に7/1としても発進立坑築造工に着手するまで4ヶ月と想定していますが、施工協議～試掘～移設設計協議～移設発注～移設施工の一連業務が4ヶ月を超過する場合は「工事の一時中止」ですか。			基本的に移設と考えてください。大阪ガス、上水道の移設協議は進めています。現段階で「工事の一時中止」は考えておりません。
27	付帯工平面図(1)から推察して、発進基地用地として萩ノ寺公園内の約900㎡(防音ハウス含む)程度を使用するとのお考えですか。奥行一杯までご配慮いただいた上で、公園中央付近の超高木が植わった約500㎡を除いた残り約1500㎡の使用は可能ですか。その場合、事務所や材料置き場を配置してよろしいですか。			公園管理者との協議になります。
28	No.4発進立坑について伺います。仮設材は基本全損とありますが、覆工桁受、覆工桁、覆工板、埋設管吊防護材一式等については、内訳書、明細書に基づき同じく基本全損でよろしいですか。			そのように考えて結構です。

豊中市総務部契約検査室 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号		第29号	件 名	平成26年度下水道築造工事(原田中央幹線・その2)
No	質疑事項			回 答
29	No.4発進立坑及び防音ハウスと同様、No.4発進基地も存置でよろしいですか。仮囲い資材1式も全損でよろしいですか。また、公園構造物、樹木等の復旧工は含まれないと考えてよろしいですか。			そのように考えて結構です。
30	No.4発進立坑築造工は23:00～6:30の作業時間となっています。No.4発進立坑築造工とはどのような作業が該当するかご教示ください。立坑土留工及び路面覆工、掘削及び土留支保工、地盤改良工等まですべて全面通行止めの夜間作業でよろしいですか。			No.4発進立坑築造工は、路面覆工、土留工(鋼矢板打設、H鋼打設(横矢板)、SMW連続壁)、地盤改良工(大口徑、薬液注入)、立坑掘削、支保工設置、立坑基礎が該当します。設計上では、全面通行止めの夜間作業を予定していますが、阪急高架橋下の一部を仮車道として使用し、片側通行が可能かを関係機関と調整中です。
31	推進及び開削工事施工箇所(コンビニサックス前:鋭角T字路)の作業は、上記同様すべて全面通行止めの夜間作業でよろしいですか。			そのように考えて結構です。
32	No.4発進立坑付近にある消火栓は移設が必要と考えます。また、防火水槽の標識もありますが、水槽本体は何処にありますか。所管消防署との協議はどのようになっていますか。			消火栓は移設が必要です。防火水槽は発進立坑北側に(縦8.0m*横2.5m*高さ2.0m=40m ³)があります。(設計図に記載しています)消防署とは協議済みです。

豊中市総務部契約検査室 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号		第29号	件 名	平成26年度下水道築造工事(原田中央幹線・その2)
No	質疑事項			回 答
33	二次覆工では、急曲線R=25m部の最小巻厚はいくら確保すればよろしいですか。また、打設長について、設計書では直線及びR=200m以上の区間は9.0m／回、R=25m区間は3.0m／回と理解しますが、この場合フォームを伸縮(長短縮)する段取替え頻度が高く、最初と最後のフォーム組立解体を含めると二次覆工のみで工期が5ヶ月となります。設計積算は上記のとおりであるか伺います。			大阪府都市整備部の土木工事管理基準を基本とします。急曲線R=25m部は別途協議とします。工期については、下水道設計標準歩掛表のとおり算出しております。
34	シールド管路の平面骨線及び深度から想定して、沿道すべての建物、駅内店舗が家屋調査の対象と考えてよろしいですか。			発進立坑影響部のみ対象と考えております。なお、阪急電鉄株式会社高架橋への影響解析は許容値内との結論が出されており沿道への影響は小さいものと考えております。
35	既設No.11到達人孔部への乗込みを平成27年6月(道路占用開始)と想定していますが、他工区施工業者との工程調整は発生しませんか。地盤改良時は、現況工事での迂回路を占用するのですか。			到達立坑の施工業者の工期は平成27年2月末となっており、調整は発生しません。地盤改良時は(仮称)文化芸術センター建築工事との調整は必要となります。
36	積算(設計)上の工事工程について伺います。防音ハウスの形状寸法(特に高さ10m)から推察して、シールド機投入後に防音ハウスの建て方となりますが、これでよろしいですか。防音ハウス建て方がクリティカルパスになることでよろしいですか。			そのように考えて結構です。

質疑・回答書

告示番号		第29号	件 名	平成26年度下水道築造工事(原田中央幹線・その2)
No	質疑事項			回 答
37	既設No.11特殊人孔からシールド機取り外し可能部材を引き上げるとなっていますが、開口部の大きさはどの程度確保されていますか。また、現況他工事や道路路面状況から既設No.11特殊人孔の中で横方向への運搬等別途作業が発生しませんか。			開口部はφ 900mmを確保しています。人孔内の横方向への運搬作業については別途協議します。
38	図面番号30/31地盤改良工図(4)の左上、No.6分水人孔立坑はNo.7発進立坑の誤りでよろしいですか。また、参考図のセグメント構造図(2)のB型の幅が1200mmとなっていますが、幅=300mmでよろしいですか。			そのように考えて結構です。
39	シールド工事及びNo.4発進立坑の掘削時に、阪急電鉄(株)と豊中市の委託契約で阪急高架橋の計測管理を行うとありますが、豊中市が専門業者に別途発注され管理されるとの理解でよろしいですか。			委託契約では、阪急電鉄株式会社が専門業者に別途発注し、高架橋の計測管理を行います。
40	萩ノ寺公園の樹木移設について、移設場所は何処になるのですかご教授ください。同公園の敷地内でしょうか。			公園内または市有地を考えておりますが、協議事項とします。

質疑・回答書

告示番号		第29号	件 名	平成26年度下水道築造工事(原田中央幹線・その2)
No	質疑事項			回 答
41	列車見張員の配置場所、及び見張台(やぐら台)の仕様等は決まっていますか。ご教授ください。			受注後、阪急電鉄株式会社との近接施工協議より決まります。
42	セグメントについて伺います。代価表(第2号)に水膨張性ウレタン系シール材(体積200%膨張タイプ t=5mm、W=20mm)の数量表示が548.61mとなっていますが、これは掘進延長1mあたりの単価を積算に反映するのですか。			水膨張性ウレタン系シール材は、セグメント組立延長1mあたりの単価を積算に反映して下さい。
43	防音ハウス建て方に伴い公園中央付近の超高木の枝葉が支障になります。枝葉を打払った場合、見栄えが悪くなりますがこれでよろしいですか。			そのように考えて結構です。
44	現場説明書に明記のある、一次覆工(2)セグメントにおいて、諸経費対象外の計算例がありますが、本工事は異型セグメント(幅300mm)として、ストレート(58リング)と両テーパ(233リング)が対象となり、諸経費対象外金額を考慮して積算されているのでしょうか。			そのように考えて結構です。

質疑・回答書

告示番号		豊中市上下水道局告示第29号	件 名	平成26年度下水道築造工事(原田中央幹線・その2)
No	質疑事項			回 答
45	現場説明書に明記のある、一次覆工(2)セグメントにおいて、諸経費対象外の計算例がありますが、標準品単価は、平成26年4月大阪府都市整備局の資材調査単価に該当するのでしょうか。また、可とうセグメントは規格外になるため、見積り価格に該当するのでしょうか。			標準セグメント、可とうセグメント単価は、平成25年4月大阪府都市整備局の資材調査単価に該当します。
46	現場説明書に明記のある、共通仮設費の内、役務費に斜線が引かれています。役務費は設計変更の対象となるのでしょうか。			そのように考えて結構です。
47	設計書の内、明細書第95号 仮設電力設備費の内訳の開示をお願いします。			開示はできませんが、土木仮設工事仮設用電力設備費積算グラフ[高圧受電設備]により、135KW、15カ月未満で算出しております。
48	列車見張員の夜間勤務(24人)は23:00～6:30ですが、現場説明書に明記のある、交通誘導員において、昼間勤務(1,317人)は8:00～17:00、夜間勤務(1,525人)は20:00～5:00と判断してよろしいのでしょうか。相違がある場合は、補正労務単価＝労務単価×1.36×1.14に該当する人数をご教示願います。			そのように考えて結構です。補正労務単価は使用しておりません。

豊中市総務部契約検査室 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp